

長野県環境審議会議事録

日 時 平成28年1月26日（火）

午後1時30分～15時30分まで

場 所 長野県庁議会棟404・405号会議室

司 会

ただいまから、長野県環境審議会を開会いたします。本日の司会を務めさせていただきます環境政策課企画幹の篠原長久でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは始めに、委員のご出席の状況でございますが、本日も都合により、北村智委員、西澤孝枝委員、羽田健一郎委員、及び柳平千代一委員の4名の委員から、ご欠席との連絡をいただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、本日お手元にお配りいたしました資料のご確認をお願いしたいと思います。

本日の会議資料は、会議次第と委員出席名簿の他に、事前に送付してあります資料3と本日再配付いたしました資料1、2でございます。ご確認をお願いいたします。

なお、本日の審議会は、委員数18名に対しまして、出席者14名で過半数のご出席をいただいておりますので、「長野県環境基本条例」第30条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、これから審議に入らせていただきます。

本日の議題についてでございますが、審議事項といたしまして、「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の策定について」の中間報告1件、報告事項として「平成27年版長野県環境白書（概要）について」と「長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について」の2件です。

議長につきましては、「長野県環境基本条例」第30条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、平林会長さんに議事の進行をお願いいたします。

平林議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、別府桂委員と太田信子委員をお願いしたいと思います。

平林議長

それでは、ただいまから審議に入ります。

まず始めに、審議事項アの「第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の策定について」の中間報告でございます。

本案件は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2で準用する同法第4条第4項の規定により、第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）を策定するに当たり、当審議会の意見を聴かれているものであり、昨年5月に諮問され、4月に設置されている「特定鳥獣保護管理検討委員会」により検討をいただいております。

それでは幹事から説明をお願いします。

宮鳥獣対
策・ジビエ振
興室長

林務部鳥獣対策・ジビエ振興室長の 宮 宣敏 でございます。

まず資料修正がございました。お手元の資料を差替えました。内容については、その都度説明させていただきます・

それでは、第2種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）の策定についての中間報告をさせていただきます。

資料1-1を御覧下さい。

最初に策定のこれまでの状況と今後の予定につきまして、スケジュールを説明させていただきます。本日の資料ではケージールが確定しましたので、記載させていただきます。

この計画につきましては、鳥獣保護管理法に基づき、知事が5年間のニホンジカ管理の計画を策定するものでございまして、5月に本審議会での諮問の後、2行目の特定鳥獣保護管理検討委員会及び、その下のニホンジカ専門部会におきまして記載のとおり検討を進めるとともに、4行目の全県でのニホンジカの生息状況を進めてまいりました。

11月にその中間報告を受けまして、12月から1月にかけて、合計3回の専門部会と委員会を開催して、本日、中間報告をさせていただき経過となっております。

今後は、本日の御審議を踏まえ、計画案を策定いたしまして、2月に県民意見の公募及び関係機関との協議を行い、その結果を反映させまして、3月に専門部会及び委員会を開催し、最終的に本審議会での御答申を賜りまして、4月から新計画を発効してまいりたいと考えております。

資料1-2をご覧ください。

それでは、計画素案の説明に先立ちまして、最初にニホンジカ管理において、大きな課題となっております、ニホンジカ捕獲対策の実績と計画について、説明をさせていただきます。事前にお送りした資料から図表を入れ替える等見やすくさせていただきます。

表2, 3, 4 図3も大きくわかりやすくさせていただいて
います。

1のニホンジカ被害の状況でございますが、図1の棒グラフに
記載しましたとおり、防護柵の設置や捕獲の効果などにより、農
林業被害は5年連続して減少しておりますが、依然、3億7,600
万円もの甚大な被害が発生しております、今後とも捕獲による
生息頭数の抑制が必要と考えているところでございます。

2の捕獲計画とその実績でございますが、平成23年度から本年
度までの前期5か年計画では、15万7,000頭の捕獲を目標に取り
組んでまいりました。

その結果、実績見込みで、17万8,500頭程度の捕獲を達成し、
計画を上回る捕獲が行えましたが、図2の棒グラフ左側の黒の部
分、メスジカの捕獲につきましては、メスジカを選択的に捕獲す
ることが困難なため、実績が目標を下回っている状況でございま
す。

棒グラフの右側、次期計画としましては、詳細につきましては、
後程説明をさせていただきますが、年間4万頭の捕獲を行ってい
きたいと考えております。

2頁をお願いします。

3生息頭数管理の実績と計画についてでございますが、野生に
生息するニホンジカの生息頭数を正確に調査することは困難でござ
いまして、生息密度の調査結果により、推定生息頭数が大きく
変動してしまうのが実態でございます。

このため、生息状況調査に基づく推定生息頭数について、表1
のとおり前回平成22年度と、今回平成27年度で、大きな差が生
じております。

具体的には、表1に記載しましたとおり、①の平成22年度の推
定生息頭数4万1,400頭から16万6,000頭に対しまして、③の平
成27年度は10万5,227頭から29万9,879頭となっております。

この要因は、平成22年度は、過去の推定を踏まえ、生息密度調
査の方法として、区画法調査のデータを活用して、生息頭数を推
計したところでございますが、一般的に区画法は過小評価となる
傾向が指摘されておりました、平成27年度に実施した生息密度調
査では、区画法調査のデータにおいて、過小評価の傾向が大きく
拡大したことから、平成27年度の生息頭数の推定には、同時に行
っております糞粒法調査による生息密度調査のデータが、実態に
即したものと考えられますことから、これを利用して推定を行っ
たためでございます。

なお、これらのことから、平成27年度の推定生息頭数と、これ
までの捕獲実績を用いて逆算しますと、平成22年度の推定生息頭
数は、表1②のとおり、中央値で21万9,000頭程度であったので

はないかと試算されます。

また、表2で生息密度の調査の方法として、区画法及び糞粒法の内容を説明し、表3では、生息密度調査の結果を記載してございます。

太線で囲いました部分が、生息頭数の推定に活用した密度でございます。

表4には、調査の時期と調査結果の評価を整理して記載させていただきました。

平成27年度の調査におきまして、区画法の調査結果が大きく過小評価となった原因につきましては、捕獲を強化した結果、ニホンジカの警戒心が高まり、直接目視で確認する区画法では、調査が困難となってきたことが考えられます。

3頁をご覧ください。

図3は、これらの関係を図に示したものでございます。

図の中程上の下向きの矢印「A」ですが、表1②の平成22年度の生息頭数を21万9,000頭程度と仮定しますと、狩猟以外の捕獲を行わなかった場合、前期5か年の間に、ニホンジカは37万8,000頭程度に増えていたものと試算され、これを計画に基づく捕獲を行った成果として、生息頭数を17万5,000頭相当程度分抑制することができたと考えられます。

また、図右側の下向きの矢印「B」ですが、表1②の平成27年度の推定生息頭数から試算すると、狩猟以外の捕獲を行わない場合、次期5か年の間に、ニホンジカは26万3,000頭程度に増えることと試算され、これを計画に基づく捕獲を行って、生息頭数を18万8,000頭程度抑制することとしたいと考えております。

捕獲対策の状況と今後の考え方につきましては、以上でございます。

資料1-3を御覧ください。

資料1-3は、今回中間報告させていただき、計画素案の概要でございます。

資料1-4に計画の素案をお示ししてございますが、本日は、主に資料1-3の概要で説明をさせていただき、資料1-4で補足説明をさせていただきます。

なお、資料1-3、資料1-4とも、アンダーラインを引きました部分が、前期の計画から変更しております部分でございます。

概要では、変更部分を中心に記載をさせていただいております。

資料1-3でございますが、1計画策定の目的は、記載のとおり、個体群管理などの施策実施により、自然環境への影響や農林業被害を低減し、増え過ぎたニホンジカを適正な生息密度に維持することとございまして、前期計画の考え方を踏襲しております。

2計画の期間は、平成28年度から平成32年度の5年間でございます。

います。

3対象地域でございますが、前期と同じく県下全域でございますが、前期計画では、4つの「地域個体群」を定めて取り組んでおりましたが、次期計画では、8つの「管理ユニット」を定めて取り組んでいきたいと考えております。

これは、前期計画では、生息密度の高かった関東山地、八ヶ岳、南アルプス以外の地域を、「その他地域」として1つにまとめておりましたが、平成27年度の調査では、生息密度が徐々に高まりつつあり、地域ごとの状況の違いも見られますことから、前期計画の「その他地域」を、「越後・日光・三国」から「中央アルプス」まで、5つの地域に分けて、今後の対応・管理を進めていく考えでございます。

2頁をご覧ください。

4の現状でございますが、(1)生息分布の変化につきましては、図2に示しましたとおり、特に県北部及び南西部で生息区域が広がっている状況でございます。

(2)の管理ユニット別の推定生息頭数は、記載のとおりで、特に八ヶ岳での生息頭数が多い状況でございます。

(3)の捕獲状況は、記載のとおり、捕獲頭数が伸びており、3頁の(4)のとおり、農林業被害は減少してきております。

(5)の前期計画の実施状況に対する評価と対応でございますが、アの個体数管理につきましては、先程資料1-2説明させていただきましたとおりでございます。

図4については、折れ線グラフで防護柵の延長を新たに加えさせていただいております。

イの被害対策につきましては、上の図4の折れ線グラフのとおり、防護柵を実施して、農林業被害の軽減に大きな成果をあげております。

ウの生息環境対策につきましては、記載のとおり、今後とも取組が必要となっており、エのジビエ振興等有効活用対策につきましては、供給と需要の拡大に成果をあげており、今後とも取組展開が必要となっております。

3頁の表3の数字はH26までの実績で示していましたが、H27までの実績の見込みを加えて記載しています。

4頁をご覧ください。

5計画の目標及び事業でございますが、前期計画どおり、①農林業被害の軽減、②自然生態系への影響の軽減、③個体数の削減・地域個体群の安定的な維持を、管理の目標として取り組みます。

(2)施策の基本的な考え方は、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理、ジビエ振興・個体処理の4つの柱で、引き続き総合的な対策を講ずる考えでございます。

5頁をご覧ください。

(3) 管理事業につきましては、アの(ア)地域個体群管理の全体目標及び考え方につきましては、前期計画を踏襲し、環境省のガイドラインの指針に沿って、黒枠内の目標密度水準を、農林業優先地域で1km²あたり1～2頭、保護を優先する地域で1km²あたり3～5頭とし、これを基に、表5のとおり、最終目標個体数を算定し、これに向けて次期計画での捕獲に取り組むこととしたいと考えております。

6頁をご覧ください。

(イ) 個体群管理の進め方としましては、次期計画では新たに①から④の新たな考えの下で取組を進めてまいります。

①では、県と市町村の役割分担です。

里山での捕獲を従来どおり市町村が推進し、奥山での捕獲を県が担う役割分担によって、効果的な捕獲を実現します。

②では、捕獲の担い手の高度化として、昨年改正された鳥獣保護管理法に基づき、新たに創設された「認定鳥獣捕獲等事業者制度」を活用するなど、担い手の捕獲技術の高度化を図ります。

③では、効果的・効率的な捕獲の実現で、ニホンジカの行動把握を短期モニタリングすることで、捕獲方法や捕獲場所の選択など、効果的かつ効率的な捕獲に取り組めます。

④では、分布拡大地域での対策で、北アルプスや中央アルプスなど、分布拡大が進みつつある地域での行動把握などにより、効果的かつ効率的な捕獲を進めてまいりたいと考えております。

④管理ユニットごとの管理では、表6から7頁の表7、表8、表9に記載しましたとおり、計画期間中それぞれ捕獲計画に沿って捕獲を進めまして、計画期末には平成32年度の目標個体数を実現し、平成33年度以降は、最終的な目標に向けて取り組むこととしております。

これらの表でございますが、一番右のところの平成33年度以降と書いてございますが、この標記が先にお配りした資料では、間違っておりましたので、修正させていただきました。

7頁下段の表10は、これらを合計した県全体の目標で、再下段ですが、年間4万頭、計画期間内に5年間で20万頭の捕獲を行い、記載のとおり生息頭数を抑制してまいります。

8頁をご覧ください。

イの被害防除対策につきましては、引き続き防護柵等による(ア)農林業対策を進めるとともに、(イ)自然環境に対する被害対策としては、北アルプスや中央アルプスなど高山帯への分布拡大が懸念される地域での対策の検討を進めます。

下段エのジビエ振興・個体処理につきましては、(ア)の効率的な処理手法の検討や、(イ)の信州ジビエの消費拡大、供給体制の

整備、人材養成などの取組を推進します。

9頁をご覧ください。

6の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項は、県が直接行う捕獲事業の概要を定めておりますが、(5)事業の実施方法について、下段エの(ア)のとおり、シャープシューティングということで、定点にエサで誘引して繰り返し狙撃して捕獲する「シャープシューティング」を導入し、効率的な捕獲を実施するとともに、(6)事業の実施者として、認定鳥獣捕獲等事業者等を活用することとしております。

10頁をご覧ください。

7のモニタリングでは、次期計画では計画の達成状況等を評価しながら取組を進めるため、モニタリング調査を充実し、フードバック管理を進めることとしたいと思っております。中段(2)のとおり、関係機関の役割分担などの調整を行い、情報共有を図って、適切なモニタリングを進めてまいります。

下段8の実行体制につきましては、新たな役割としまして、アの県による捕獲者の確保・育成、イの市町村による計画的な捕獲、ウの国による管理地域での対策実施

エの認定鳥獣捕獲等事業者による取組実施、オの大学・研究機関等による連携などを、追加してございます。

以上が、次期計画の素案の概要でございます。

最後に、資料1-4をご覧ください。

資料1-4は、次期計画の素案本文でございます。

補足的に、概要で説明しきれなかった部分につきまして、時間の関係がございますので詳細な説明はできませんが、記載されております個所につきまして、駆け足となってしまいますが説明をさせていただきます。

最初に3頁をお願いします。

従来の「地域個体群」と、今計画の「管理ユニット」について説明してございます。

5頁にその区分図が記載してございます御参照ください。

次に16頁をお願いします。

下段の表ですが、平成22年度の推定生息頭数と平成27年度の推定生息頭数の比較を記載してございます。

次に22頁をお願いします。

下段からの棒グラフですが、23頁にかけまして、管理ユニットごとの前期計画における捕獲目標と実績を記載してございます。

次に25頁をお願いします。

狩猟者の動向について記載してございます。

図8-1は、狩猟者登録数、図8-2、8-3は猟友会の会員数、図8-4は新規狩猟免許取得者数、図8-5は長野県ハンタ

一養成学校の入校生数でございます。

次に 33 頁をお願いします。

表 12、表 13、表 14 で、被害防除の実施状況が記載してございます。

次に 34 頁をお願いします。

34 頁から 37 頁にかけては、概要で説明をさせていただきました、前期計画の実施状況に対する評価と対応を、概要により説明した内容をより詳細に記載をしてございます。

次に 41 頁をお願いします。

41 頁中程の枠線で囲まれた部分のすぐ上のアンダーライン部分ですが、国立公園など、特に自然生態系の維持が必要な地域では、できる限り全てのニホンジカを捕獲する取組を新たに記載してございます。

次に 43 頁をお願いします。

43 頁中段のアンダーライン部分ですが、高山植物等への被害が甚大な南アルプスでは、国立公園特別保護地区や第 1 種特別地域などでは、可能な限りニホンジカの排除のための捕獲対策に取り組むことを記載しました。

次に 49 頁から 53 頁まで、管理ユニットごとの計画が記載してございます。

次に 56 頁をお願いいたします。

上から 6 行目ですが、そこで「信州ジビエ」と書くところを「死因臭ジビエ」となっております。誤字でございますので訂正をお願いいたします。

次に 62 頁をお願いします。

62 頁から 65 頁まで、関係者の役割が記載してございます。

以上、駆け足で一瀉千里の雑駁な説明となって申し訳ありませんでしたが、第二種特定鳥獣管理計画(第 4 期ニホンジカ管理)の策定につきましての中間報告とさせていただきます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

平林議長

ありがとうございました。これは中間報告でございますので、皆様からいろいろな意見を沢山出していただいて、それをまた専門部会で議論いただいて、次の審議会のとこにここへ出していただきますので、今日は、気づいたところ、もっとこうした点を検討したらいいのではないかとか意見いろいろ出していただくことが目的です。

お気づきの点を出していただければと思います。

はい。では福江委員さん

どうもありがとうございます。

長野県は全国的にもシカの捕獲数も多いし、対策も全国的に見ても進んでいるということで、全国でもこの計画がモデルになる可能性があると思うぐらい重要な計画だと思います。

いくつか質問があります。

まず管理ユニットに関して、今回 8 つに分けた。これは、ユニットごとに管理計画を細かく立てていくことはよいことと思いましたが。

ただ、計画を見ていると折角 8 つに分けたのに地理的に離れているような場所が、その他として一つにひっくるめられているので、「その他地域」の中でシカの密度もかなり幅があると思いましたが、これを折角なので 8 つに分けて表示していくということは無理なのかなと思います。

それが 1 点目

言葉を変えますと、地理的にも離れているし、シカの状況も違っている中で、その他として一緒にするには無理があるのではと感じました。

中間報告の概要ということで、資料 1-3 の 3 頁 (5) でア～エにその中で生息環境対策として被害対策として防護柵の設置ですとか、第 4 期の管理の素案にあるように、いろいろな方法を使って被害対策がなされることが計画されています。

その農林業被害に関しては下がってきているので効果を発揮しているのではないかと思います。それでお尋ねしたいが、林業被害に関して被害が減少してきていることが示されているが、これが民有林なのか、国有林も含めていないのか、そのあたりをお聞きしたい。

というのは、今こういう被害対策の中で行政間での連携が重要になってきています。

私も国有林に近いところに住んでいますが、国有林の中を見ますと、結構皆伐されている場所が最近増えてきました。

というのも、そろそろ人工林が伐る時期を迎えて、今後伐採が進むのではないかと思います。

で、皆伐された後で、シカにとってそこが適切な生息地になってしまいますので、そこが餌場になってしまうわけですね。折角こうした被害対策なり捕獲が進んでいるのに、それが餌場になって、さらに増えていくということが懸念される。

そういった意味で、林野庁さんと協力をして、連携をして、計画を進めていくことが重要ではないかと思ったので、お聞きしました。

ジビエ振興に関しては、今ジビエ振興がシカのマネジメントの中の意義として、位置づけですね、それがこの特定計画の中には

書かれているのですが、それがもう少しわかりやすい資料に、明確にしていただければと思います。このジビエ対策を振興することでどうマネジメントにつながっているのか、ということがわかりやすく書かれていればと思います。

例えば、ジビエ振興によっての売り上げがどのようにマネジメントに還元されているか。とか狩猟者のモチベーションが上がるとか、この取組が始まったばかりなので、それを評価していくということは難しいかもしれないが、今後はそうした評価も含めて、どういう形でマネジメントに還元されていくか示していただけたらと思います。

それから、ジビエに関連することですが、こういう野生動物の保護管理において、先ほどからフィードバック管理ということで計画がモニタリングしながらそれを見直してフィードバックして管理を進めていくかということになっているが、例えば個体数のシュミレーションの中で妊娠率や個体群の性比ですとか、死亡率とかを使われているはずなのです。そのデータを県内でジビエに供給されるような個体から科学的なデータを得て、それをフィードバック管理にも使っていく、より個体数のシュミレーションにおいても精度の高いものにしていくというふうにつながればいいのではと思います。時間もあるので、まずはこのあたりで。

平林議長

今4つの御質問をいただきましたけれども、では幹事から説明をお願い致します。

宮鳥獣対策・
ジビエ振興
室長

貴重なご意見をいただきました。順次説明をさせていただきます。

1番の新しく管理ユニットにした中で、従前の「その他の地域個体群」のところを5つの管理ユニットに分けたというのは、その他地域を一括で管理するのではなくて、それぞれの地域で動向を把握してこれを計画に沿って行われている対策が適切に機能しているのかをこの管理ユニットごとに判定してゆきたいということでございます。

御指摘では、計画の密度の管理等についてもこの5つの管理ユニットごとに行うべきではないかとの御指摘ですが、現段階では密度が高いとしても1平方キロ当たり5.2頭という数字で、なかなか統計的に将来目標等を定められるのは難しいのではないかと、その点は全体で行うとしても、個々の対策の反映状況とか、実施の成果については、個々の地域でさきほどのモニタリングについてもユニットごとに進めていく形で考えています。

1-3の3頁の(5)のイの被害対策は様々な方法で行っている中で、林業被害については3頁(4)のグラフの下の部分、これ

宮鳥獣対
策・ジビエ振
興室長

につきましては、民有林の数字のみで、国有林の数字は入っておりませんが、国有林とも連携してこれから伐期を迎える。伐採される森林が増えていく中で、植林等も行なっていなければならない中で、そこがシカにとっての繁殖源となってしまうという部分については、国有林と連携をとりながら、できるかぎり有効かつ安価な防護対策等をしっかり検討して、影響を最小限にしたいと考えております。

ジビエ振興については、この概要版には、十分書かれていなくて、意の伝わらない部分がありましたので、そのあたりの意義とかわかるよう変えていきたいと思っております。

しかしながら、現在 4 万頭のシカを捕獲しているなかで、原状ジビエとして利用されている部分は 1,800 頭程度で捕獲頭数の 5% を切る程度、それがシカのマネジメントに還元されているかということ、ごく僅かな部分しかできておりません。

今後それを増やすことで、シカを地域の資源として有効活用できることを追求してまいって、その結果としてマネジメントに還元されていくという形につながっていければと考えています。

最後にフィードバック管理については、先ほどの 1-3 の概要資料の 10 頁に、(2) のところで役割分担と情報の共有という形で書かれており、今まで個々の機関がやってきたものを情報共有化して、役割分担して計画的に実施していきたいと考えているところでございます。

ニホンジカの妊娠率等のデータについては、先ほどのジビエの施設という形ではデータが少ないものですから、原状では 4 万頭捕獲したものの概ね 10% について、検体として下あごの骨を環境保全研究所に送って、年令測定を行う。合わせてそのときに妊娠があったかどうかについても、報告して統計を取ってやっているところでございます。

御指摘のように一部で捕獲したときのデータの集積がもっとしっかりできるのではないかと。というご意見もございますので、その点については、次期計画を運用する中において、より情報が収集できるように、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

平林議長

よろしいでしょうか。いま 4 つお尋ねいただいたことにお答えいただきましたが。

福江委員

管理ユニットに関してですが、生息密度にも場所によって幅があるので、できれば「その他」というひとくくりではなくてそれぞれで記載してもらおうとありがたいなと思っております。

福江委員 別の件でお尋ねしたいのですけれど、よろしいですか。

平林議長 はいどうぞ

福江委員 実際捕獲がかなり進んでいまして、今後も年間 4 万頭ペースで捕獲対策をとっていくということなんですが、実際捕獲をするに当たって例えば市町村の捕獲は、市町村が費用を出して捕獲を行っているというところがかなり多いと思いますが、捕獲に対してのコスト自体は、県内でどのくらい掛かっているかということと、それがはたしてコストパフォーマンス的にはどうなのか。評価は。そういったことは検討されているのかどうか。加えてお尋ねしたいと思います。

平林議長 それでは今の御質問への回答を、お願いいたします。

宮 鳥 獣 対 策・ジビエ振 興室長 資料 1-2 の 1 頁のグラフでございますが、捕獲実績が書いてございます。
 多くは、御指摘のとおり市町村が有害鳥獣捕獲等により捕獲するものが非常に多い状況です。
 市町村が行う有害鳥獣捕獲が大雑把に言って 4 万頭の中で、狩猟が 7,000 頭ぐらい、今年度県が行っている捕獲が 5,000 頭ぐらい、残りの 28,000 頭は市町村の有害鳥獣の捕獲ということでございます。
 その費用は、市町村は、地元の猟友会等をお願いして捕獲を行っておりますが、お願いする金額、報奨金はばらばら、古くからの伝統に基いてやっているもので、統一することは難しい中で、総額がいくらかということは算定していないところでございます。
 市町村が行う捕獲について、国の補助金が県を通じて出ていますが、1 頭が 8,000 円が出ており、総額でいきますと、本年度の実績見込みで 1 億 4 千万円程度の補助金が出ております。
 そして県が 5,000 頭捕獲している部分でございますが、これは 1 億 2 千万円程度ということで、県が予算を組んでおります。そういった中で、今後も捕獲を続ける中で、そういう形をより充実させて計画していく形になろうかと思っております。以上です。

平林議長 よろしいですか。

福江委員 ありがとうございます。
 今後どういう捕獲が、捕獲効率がコスト的にも良くて、よりメスが捕獲できる方法なのかということは、更に検討いただきたいと思っております。

福江委員

報奨金の話も出ましたけれど、結構猟友会の方で、言葉は悪いですがけれど報奨金目当てという方もいらっしゃるようで、わなが盗まれるということも起こっているようですし、そのククリワナを盗まれないように、ここにククリワナがあるという表示がされていない場合もあります。

そういったときに、人がかかる場合もありますし、これは表示の問題ではないですが、他の野生動物が捕獲、これは錯誤捕獲ですが、けっこう増えている状況だと思います。そういう状況についても把握してほしいですし、今後の捕獲に関して実際、県の方には、指定管理鳥獣捕獲等事業も導入されるということですので、より捕獲者の意識というか、生態系への意識というか環境への意識も高めていただくようお願いしたいと思います。

平林議長

ありがとうございました。他の方向かございますか。
では、林委員さん

林委員

生息環境の把握について、今年の様子をみていると里山でわりとシカが出てこない状況がある。これは、このたびの雪で環境が変わりますが、それで奥山にいたことで、狩猟チームの若手がうちにいるのですが、彼らが捕ったシカの胃袋を調べると、ドングリが非常に多い。

やはり今年はドングリに恵まれている。

ひとつ生息環境の操作の仕方という意味では、「植生の考え方の中に、獣害対策も含めていかなきゃいけないかな。」と、改めて感じた次第です。

そういった果実のようなものを食べたときの、例えば出生率というか、彼らが元気になって子供がたくさん生まれるようになると一定量の捕獲頭数では計画に達しないという。

いろいろな面で時々の環境の変化を並列して記録してゆかないと、頭数の把握、或いはその効果を見ていく上では不完全ではないかと思います。現場の状況で話を致しました。

もう1点、話がずれて申し訳ないが、防護手段として防護柵、大規模防護柵が集落周辺で、相当各町村やっています、これから全て森林内に、高山地帯に彼らの生息域が集中していきますので、森林被害等の方が、農業被害よりリスクが高まっていくだろうという気がいたします。

もう一点、そんな中ではテープ巻きが、安くて有効ということで、補助事業、公共事業で発注されて、われわれそのテープを巻いて、彼らにヒノキ等の樹皮が剥かれないようにしていますが、実は、環境の視点からは今使われているテープは環境に対してはマイナス面が高い。プラスチック系で分解されないまま山に放置

林委員

される。それは、私の方でぜひ環境的視点からこういった問題を捉えるならば、生分解性テープ等でやった方が、有効だろう。環境負荷を軽減するという面でのテープ巻というもののあり方を考える必要があるのでは。

ただし価格が高く、普通価格に比べて5倍くらい違います。

耐用年数も3年から5年持つものが、3年ぐらいと、費用的にはかかるということはあると思いますが、そういったことを現場からの報告として披露いたします。

平林議長

はい。幹事の方からコメントございますか。

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

御指摘のとおり、ドングリ等の堅果類を食べているということは事実として把握しております。

ただし、堅果類についてはシカばかりでなくクマもイノシシも食べている。

山の自然のドングリをなくしてしまうと、今度はクマの方が大変なことになるということもございまして、今の生息環境対策とすれば、自然のそういう生態系の中の植生を操作するのではなく、牧場等、牧草というのは非常に栄養価が高く、同じようにシカの繁殖力を高めますので、それが食べ放題になるのは困る。そこを制限するような対策をとっているところでございまして、この部分については、まだまだ不足している部分ございまして、しっかりできるように取組んでまいりたいと考えているところでございます。

防護柵、テープ巻の話ございましたが、御指摘のとおり、先ほども拡大造林、植林地の被害もございまして、植林された大きな木でも、皮を剥かれるあつという間に枯れてしまうということがございまして、その部分の対策は非常に重要だと考えているところでございます。

そんな中で、環境対策も当然考えていかなければいけないことと思っておりますので、その点も御指摘を踏まえて検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

平林議長

ありがとうございました。他にはいかがですか。
では野口委員さん

野口委員

捕獲のための費用、補助金なども含めて、かなりの費用が掛かっているというお話が出てまいりました。1頭8千円という金額に素人ながら驚いております。そういう状況であるのなら、やはりジビエとしての消費は非常に有効なことで、熱心に取り組んでいかななくてはいけないのではないかと思います。しかし、解体処理

野口委員

施設につきましては、施設数が不足しているとか、施設が立地している地域に偏りがあるようで、いろんところで「解体する場所が少ない」とか、「遠い」というお話を伺います。この件についての現状とか、今後の設置目標のような数値がないようですが、目標を立てていらっしゃるのかどうか。数値目標にしにくいものなのかどうか伺えればと思います。よろしくお願いします。

平林議長

では、説明をお願いします。

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

解体処理施設の状況ということでございますが、県内の現状をお話しする前に、解体処理施設の運営には食品衛生法での許可が必要となっております。これは保健所の方で許可をするものでございますが、県内で許可を受けた施設は原状で22施設あるところでございます。

しかしながら、いずれも零細であるというのが一つ。年間100から200頭程度の処理しか行っていないということが一つ。それから場所が南信の方に非常に偏っている。諏訪、上伊那、下伊那、特に下伊那は昔から伝統がありまして、そうした地域に偏っているということで、そういう地域は昔からシカが沢山いて、それを捕まえて食べる習慣があったので、そういう施設が多いということでございます。

近年被害が拡大してきております佐久、上小、あるいは松本については、処理施設が全くない状況でございまして、本年度松本市に施設が作られているということでございますが、それについては、民間の事業として経営していかなければならないということとして、公共的な観点で常にお金をつぎ込んで維持管理していくということは出来ませんので、民間の事業者のやる気のある方がしっかり取組んでいただくということが必要でございます。

県としては、そういう施設のない地域については、できる限り早く施設を作りたいということで、働きかけは行っておりますが、行政の目標として、どこに何施設という形では、現在考えてはおりません。

県では、認証制度というもの作りまして、県の衛生管理ガイドライン、マニュアルに従って、きちんとやっている施設を認証して、そこから出荷される肉を「信州産認証シカ肉」という形で認証する取組を行っているところでございます。

これについては、平成26年度には1tの生産でございましたけれど、これを平成29年度頃には9tまで増やしたいということで、認証施設をできる限り増やしていくという取組を考えているところでございます。以上です。

平林議長

よろしいですか。それでは、中村委員さん

中村委員

個体処理とジビエに関してお伺いします。個体処理に関しては、北海道でのエゾジカでは発酵処理で減量化を進めているということですが、長野県として処理方法として、焼却と埋葬だけでなくそういった処理もしっかり考えていかなければいけないと思いますので、できれば発酵処理それをまた循環利用、山に返して植林等、そういう形にすることができないかということで考えていただきたいと思います。そのときには協力させていただきたいという部分もあるので、よろしく願いいたします。

あと、ジビエについて、障がいを持っておられる方の雇用ということで、取組んだんですけれども、結局ジビエの肉の確保に関して値段的な問題とか、やはり長野県というのは、長野県人なのかな、あまりシカ肉に関して、いただいて余り嫌っているというのではないんでしょうけれども、やはり需要が少ないということがあるので、大きなマーケットとして都内を考えておられればいいのですが、やはりそこまでできない小さい事業者にはきびしい状態なのかなと思いますので、次のもし事例を進めるとすれば、逆に動物のペットフードとかそういう形で、人間が食する残った部分をペットフードの形で利用するという形を進めていってはどうかと。そうしたことを含めて考えているんですが、ぜひ何か情報があれば教えていただければと思います。

で、先ほどシカが嫌う部分として、たまたま、トヨタの関係で環境のところで話が出たのは、ミツマタが効果があると聞きましたし、エゴマも嫌うという話もありますので、そこらへんも含めてシカの嫌うものも含めた、例えばここには入っては困るという部分に関して、進めることができないか、昔ながらの知恵も、ただ捕獲するということだけではなく、ここに入ってほしくないところだけは、そういう形で保護するような形でできないのかなと思うのですが、そこも含めて県の方に事例の形も考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

平林議長

はい。なにか幹事の方でコメントございますか。

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

資料1-3の8頁をご覧いただきたいと思います。

エのところで、ジビエ振興・個体処理、と書いてございます。(7)個体処理のところでございます。ほとんどが原状は埋設処分をされているという状況で、食肉利用は僅かでございます。

捕獲頭数が増加する中では、埋設処分についてももう限界に来ている。という声も出ているところでございます。そこで、埋設処分に頼らない新たな効率的な手法ということで、実証普及を図

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ振
興室長

って参りたいと思います。他県で一部取組まれている微生物による分解処理など、そういうものについても検討を進めて、処理量的にもどのくらいの処理ができるのかという部分を検討して、実用化できる部分を探してまいりたいと考えているところでございます。

それから、肉の確保でございますが、これはその下の①信州ジビエの消費拡大のところ、本年度信州ジビエの新商品の開発、メニューの開発などを支援する取組を行っております。

県内外の飲食店、ホテル、スーパーマーケット様々な場所での消費の拡大、それから利用しづらかった様々な部位、あるいは角や皮、あるいは副産物を含めて1頭丸ごとできる利活用の推進という中で御指摘の中で、ペットフードなども含めまして、できる限りシカを多面的な利用で1頭丸ごと利用できる形に持っていきたいと思いますので、また御協力をいただきまして取組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、ミツマタというお話しございました。シカが嫌いなもの等で、シカが来ないように避けるということでございますが、その辺の智恵も大変重要と考えているところでございまして、環境部の自然保護課の方では、高山植物を守るために忌避剤を検討しているところでございますので、そういった検討もすすめさせていただければと、考えているところでございます。以上です。

平林議長

よろしいですか。それでは他に、太田委員さん

太田委員

有害鳥獣の捕獲についてなんですが、実際私たちも有害鳥獣の捕獲をしていまして、かなりの理解の差があるような気がするんですね、県の理解がどういう理解なのか、有害鳥獣に対してとにかく捕りましょうということなのか、市町村に関して特に大町市に関しては、防護柵をしなければわなを架けてはいけないと指導を受けました。

実際、防護柵、電気柵をかけられる農家の方たちがどれだけいるかということ、まだまだ普及率は100%ではないし、おじいちゃんおばあちゃんの80歳ぐらいの方たちが、毎年柵を設置して、雪の前に外してという作業にすごく手間がかかる。

それができないことが多い。それを捕ってくれとたのまれてワナを掛けていてたまたまそこに錯誤捕獲でクマがかかって、ものすごく怒られてしまい、それは猟友会から怒られたんですけども、その柵をつけて、それに対してそれでも被害があるようだったら、わなを架けていいよといわれてしまい、美麻に関しては、ほとんど苦情というかケチを付けられるのがいやで、平成27年度

太田委員

については、ほとんどわなを架けない状況だった。昨年捕れたシカの数から、今年は3分の1ぐらいしか有害鳥獣での駆除はできなかった。

県の考えと市町村の温度差というか理解差というのは県の方で把握されているんでしょうか。

それが1点と、ジビエ振興に関してですが、解体処理施設を私たちは平成24年度に作りました。で、最初の年に50頭以上のシカとイノシシが捕れて、それに対して猟友会から苦情がきたんですね。それは俺たちの冬のスポーツのシカがいなくなるから捕らないでくれと苦情が来まして、それから嫌がらせが始まって、という猟友会とわなを架けて有害鳥獣で駆除をしている人たちとの仲が悪いというのは、大町に限ったことだけではなくて、大岡とか麻績の方も多分一生懸命わなで捕っている方たちは、なかなか猟友会とうまくいっていない。という話を良く聞くんですね。そのあたりなんとかならないか、県の指導では難しいとは思いますが、なんとかうまくやっていく、共存できる方法はないのかということのを常に私たちは話し合っているんですが、なかなか解決策が見つからないのが原状です。

実際解体処理施設を作って、美麻の中で今回、今年は少なかったのだから、稼働率は低かったのですが、その分仲良くなった麻績からですとか、大岡から結構持ち込まれて、約1t近い製品ができました。それを今は少し残っているんですが、レストランやいろいろなところに売れて多分6月までには、在庫が0まではいかないですが、かなり減ってくるのではないかと状況です。例えば、白馬の猟友会ですとか、大町、小川などの近圏から解体施設に持ち込まれるような仕組みづくりを県の指導でしていただけると、もっと稼働率が上がると思いますし、5%弱しか利用されていない。食べられていない。製品化されていない肉をもっともっと増やすことができるのではないかと。当事者としては感じています。

そういう県としての意見というのも聞きたいですし、あとは、私たちが解体したものの廃棄する部分の6割ぐらいの中の半分ぐらいは、ドッグフードとして兵庫の方に送られてます。それから山岳博物館のワシやタカの食肉、エサにもなっている。そういう道筋というか少なくともいい、廃棄しなくてもいい量を例えば施設を紹介してもらえたらとか、そういうことがあったらいいなど、もっともっと無駄がなく100%使っていけるような有効資源となっていくと感じています。以上です

平林議長

では、県の方のスタンスの話がありましたので、説明をお願いします。

はい、最初の方のニホンジカの捕獲につきましては、この計画書を見ていただくとわかりますが、ニホンシカは放っておくとどんどん増える動物でございます。カモシカなどはナワバリを持っておりまして、ナワバリを張れる数しか増えませんので、一定の自分で増やさないという効果が働きますが、シカはエサがある限り増えていくというものでございます。その割合は、一説には年に2割ずつ、捕獲しなければ年2割ずつ増えていくといわれているところでございます。

そういったことを考えますと年4万頭という形で、しっかり捕獲することがどうしても必要だと考えているところでございます。

そういった中で、地域によっては防護柵を設置しなければわなを架けてはならないというふうに、どこからきているのかちょっと私どもではわからない部分がございます、そういう温度差については、十分把握していない部分がございますので、御指摘いただきましたので、まあどういふことでそうなっているのか確認をしてみたいと思います。

農林水産省の補助金の中で、そのワナは防護柵と一緒に掛けるという事業もございますので、そういう事業を使っている可能性もございます。その点は把握させていただきたいと思います。

しかしながら、シカを捕るといふのは重要なことでございますので、奥山、里の近くに限らずシカができる限り捕れるような形に持って行きたいと思っておりますので、その点については、実態を把握して調整させていただければと思います。

解体施設については、猟友会との関係は、なかなか難しいところがございまして、行政が、中間役みたいな形で関るのは難しいところでございますが、ひとつですね、地域ごとに野生鳥獣の被害対策協議会がございまして、大町の方にも協議会があると思っております。そこには、猟友会も各市町村も入っているところでございます。そういう場でぜひご議論をいただきたい。

お話しがあったジビエの施設に市町村が協力するのは、重要なことだと思っております、大北地域は、それほどシカの数がそれほど多くない地域でございますので、場合によっては捕り合いというような部分もございまして、そこをしっかりと調整していただいて猟友会の皆さんが捕ったものも施設に持ち込むという形ができれば、非常にありがたいと思っておりますので、それについては大町だけではなくて、白馬などからも1時間ぐらいの距離であれば、持込は可能だと思いますので、そこらへんの部分も協議会の中で十分議論していただくということで、その部分については県でも十分調整を行っていくことができると思っておりますので、そういう場を活用していただければと思っております。

宮鳥獣対策・
ジビエ振興
室長

それから、ペットフードへの利用でございますが、近年その部分に大分注目されておりました、いろいろな業者がそうしたペットフード製造に関してきていると。そういう中で、聞く中ではトラブルも大分ある。県外の業者に言われて送ったけれども、代金が全く入ってこないですとか、そういうトラブルがございますので、なかなか民業の部分を県が紹介するのは難しいところがございますけれども、事例とか集めて御紹介することはできると思いますので、そういう形を含めまして、取組が進むように検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

平林議長

よろしいですか。他いかがですか。では小川委員さん

小川委員

二つほど、意見と気になったところがありますので

最初は、資料1-4の後ろの方、62頁の実行体制等というところがあります。そのこのところにざっと見ますと、その前の59頁の7の項目に普及啓発という部分が割合とつっこんだ形で記載されているんですけども、実行体制の方でその部分が落ちているようですので、こういった部分で普及啓発に取組むか、というところを記述していただけたらいいかなと思います。

それで、その普及啓発については、県民等への普及についてということで、学校教育の現場や自然活動行事等での積極的な普及啓発に努めるとあります。こういったところで、自然とは何だろうということですか、生物多様性についての考え、それから食育という観点についても伝えるということが重要なことというふうに思います。

それともう一つは、特定鳥獣保護管理検討委員会でも触れさせていただいたのですが、鳥獣保護管理に携わる人材のことですが、今後専門家が重要だと前々から思うんですが、それには二つ三つ理由があって、今後認定事業者が関わってくるのでそういったところの技術ですとか実施状況というものを評価していく或いは指導するということが必要ではないかと思うんですね、それと県の担当の方というのは変わってしまうので、そういったこともあります。

それから現場のこれからを考えると、高齢化と後継者難ということで、有休農地がこれからも増えるということが考えられる。そんな中で野生鳥獣との軋轢もやはり増えていくと思いますので、そういったことをトータルで見えていくことのできる専門の人が専門官として必要ではないかと思っています。

たとえば、短い一歩ではあってもそういった方向に向けて、折角ハンターの養成も県の方で手厚く行っているということですので

小川委員

で、目指していただければいいかと思います。 以上です。

平林議長

はい。では幹事の方からお願いします。

宮鳥獣対策・
ジビエ振興
室長

はい。最初に御指摘いただいた実行体制と普及啓発の関係でございしますが、御指摘のとおり実行体制のところについては、普及啓発についての記載が不足していると思いますので、持ち帰って検討して、記載できるようにしてまいりたいと考えております。

それから普及啓発のところ、学校教育の現場とか食育の問題は非常に重要だということでございます。

太田委員のジビエの処理施設の方では、学校給食で2ヶ月に1回活用されているという非常に重要な取組もございしますので、そういう部分が進むような取組・対策も当然考えていくということで進めてまいりたいと考えております。

それから人材の問題でございしますが、御指摘のとおりでございます。シカに限らずツキノワグマ、先ほどの錯誤捕獲の問題もございしますし、いろいろな被害を防ぐ面では、専門家のきちんとした指導対応等が必要になっているというところでございます。

原状の部分では、クマ対策員ということで錯誤捕獲の放獣とか指導等については、一部県の委託を請けて専門家に行っていたところでごございますが、これだけクマの出没とかシカの捕獲のなかで錯誤捕獲が増えている中で限界に来ているところですので、その部分も含めまして、シカに限らず野生鳥獣への対応ということで、専門家をいかに育成して活かしてゆくかという部分について、これは県が行うだけではとてもなしきれないので、市町村にも市町村毎に被害対策実施隊というチームを作って取組を進めております。そういう中にリーダー的な専門家が活用できなかということで、今後、来年度はツキノワグマの5か年計画を立てますので、その中では専門家というのは非常に重要な役割を担わなければなりませんので、来年度に向けて、御指摘の点を含めて、専門家の活用について、体制の見直しも含めまして、十分検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

平林議長

はい。よろしいでしょうか。他の委員の方いかがでしょうか。
では太田委員さん

太田委員

今のクマの錯誤捕獲のときの麻酔銃が撃てる方、先生という方が県内に2人しかいないということをお聞きしました。美麻で今年27年度2回錯誤捕獲をしてしまったんですけれども、やはり専門家の方が来るまでにもものすごく時間がかかってしまったりと

太田委員

か、はやめ早めに動こうと思っても連絡がつかなかったりとか、いろいろなことがありますので、来年度はぜひそのクマ対策ではないですけど、常駐はできないとは思いますが、委託できる麻酔の打てる方、吹き矢だったんですけども吹き矢でも麻酔銃でも打てる方というのを、もう少し増やしていただけたら今後いい方向につながっていくのではないかと思います。以上です。

平林議長

というご意見ですので、よろしくお願いします。
他いかがでしょうか。では、福江委員さんどうぞ

福江委員

何度もすみません。錯誤捕獲の話が出ましたので、資料 1-4 の 50 頁あたりの一番下のところにあるんですが、各管理ユニットごとに、この計画をどう遂行していくかなんですけども、その 49 頁の一番下のところに、この文言そのものが理解できないんですけども、個体群管理の手法として、対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止または制限の解除というふうにあります。

内容として狩猟期間の延長ですとかククリワナの径の規制の解除ですとか、一日当たりの捕獲頭数の制限の緩和というものがありますけれど、これを拡大解釈してしまうと、なんでも捕獲していいということになるのかなと。拡大解釈できるのではないかと思います。というのがククリワナの径の規制の解除というものがあります。このククリワナの規制の解除というのは、クマが掛からないように考えられているものだと思いますけれど、これを解除したときに、錯誤捕獲の増加につながるのではないかと感じました。

それで、錯誤捕獲されたものに対しては、左側の「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」の解除を行うことで、錯誤捕獲ということに対しても駆除というか殺処分できるというような捉え方ができるというような扱いができるんじゃないかと思った次第です。多分、本来はそうではないかとは思いますが、ちょっと拡大解釈するとそういうふうになるのではないかと懸念しています。

平林議長

えっと、コメントをお願いします。

宮鳥獣対策・
ジビエ振興
室長

はい。49 頁一番下の「対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限」の解除というところでございます。ククリワナの規制の解除と書いてございますが、これは狩猟でわなで捕獲する場合には、「わなの径が 12cm を越えるものは使用してはならない。」ということが鳥獣保護管理法の中で規定されているところでございます。これに対しまして、この計画において、規制緩和についてうた

宮 鳥 獣 対
策・ジビエ
振興室長

えば、それが解除できるということで、長野県ではクマが冬眠しております12月15日から2月15日の間にかけては、ワナの規制を解除している。ということでございますので、冬眠している間の措置ということでございます。

それではなぜあんなに錯誤捕獲が多いかということ、法律で規制されているのは狩猟だけでございまして、有害鳥獣捕獲については規制されておられません。

で、現在錯誤捕獲が起こっているのは、ほとんど有害鳥獣捕獲ということでございます。有害鳥獣捕獲で錯誤捕獲が起こった場合は、許可をされている鳥獣は捕殺することができますが、間違って捕った鳥獣は捕殺することができない。ということでございまして、県とすれば、100%放獣するべき、ということで扱いをしているところでございます。

危険でどうしても放獣できない場合というのは、これは専門家の意見も聞いた上で、どうしてもできない場合に限っては、認めておりますけれども、それ以外の場合はそういう形で、ツキノワグマのむやみな捕獲が起こらないという対策はとっているところでございます。以上です。

平林議長

よろしいですか。他の委員の方いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、時間もありますので、ここで一区切り付けたいと思います。

これ大事な問題ですので、これ中間報告ですから、1週間を目途によく見て頂いてご意見等ありましたら、事務局の方へぜひメール等で御連絡をいただいて、「この場では思いつかなかったけれども、こういうことを是非。」ということがありましたら事務局へ1週間を目途にいただけたらというふうに思います。

それでは、ただ今委員の皆様から出された意見を踏まえまして、今後更に専門委員会等で検討いただいて、次回以降のこの審議会で答申案を審議していくということにしたいと思いますが、みなさんそれでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

平林議長

はい。ではそのようにさせていただきたいと思います。

それでは、この件はそのようにさせていただいて、次の報告事項に進んでまいりたいと思います。

次に報告事項アの「平成27年版長野県環境白書（概要）について」（報告）でございます。

平林議長	<p>長野県環境白書については、第三次長野県環境基本計画において、計画に基づく施策の進捗状況について、白書において公表し、当審議会に報告することとされております。</p> <p>それでは、幹事の方からその概要について説明をお願いします。</p>
林環境政策課長	<p>平成27年版長野県環境白書について、概要を御報告いたします。</p> <p>環境白書については、長野県環境基本条例において知事が毎年、環境の状況、施策の状況等を明らかにした文書を作成し、これを公表しなければならないとされており、これに基づき作成しているものです。</p> <p>また、平林議長から御説明いただきましたとおり、第3次環境基本計画において、計画に基づく施策の進捗状況についてこの環境白書において公表し、環境審議会へ報告することとしてされております。</p> <p>なお、環境白書の冊子についてはただいま印刷中で、間もなく出来上がりますので、出来上がり次第、お送りさせていただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: center;">(以下、資料2により説明)</p>
平林議長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。</p>
小川委員	<p>環境教育・環境学習について、講座、自然観察会の内容はどうですか。</p>
中村環境政策課課長補佐	<p>環境保全研究所では、施設の公開や親子環境講座、自然ふれあい講座と公開セミナーを行っています。このほか、昨年から山と自然のサイエンスカフェを8回ほど開催しています。</p> <p>また、環境部だけではなく、戸隠森林植物園や県民の森などでも実施しています。</p>
平林議長	<p>これは、白書が委員のお手元に配られることになるので、そこにおそらく詳しく書いてあるので、御覧いただいて、何かあれば出していただければと思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
才川委員	<p>行政機構審議会で、環境保全研究所に行かせていただいた。小川委員に話のあった取組を行っていることは見させていただいた。環境保全研究所は、全国に長野県だけにある研究所で、とても立派な施設で、誰でも立ち寄れるようになっているが、県民の方に知られていないということは、とても残念に感じ</p>

才川委員

る。こういった研究所がもっと県民に知られるように、広報が足りないと感じている。

また「82プラザ長野」（長野市新田町）で、「触れる地球」といって、リアルタイムで実際に、温暖化でこれからどうなっていくかということが見られる大きな物があり、環境フェアでも展示がされ、子供たちも触ったと聞いている。せっかくそういうものがあるので、もっと活用されるべきだと思うので、そういう情報も広報をお願いしたい。

林環境政策課長

それにつきましては、私たちも課題だと考えておりますので、御指摘を踏まえて検討させていただきます。

平林議長

他にございますか。また、冊子が届くと思いますので、御覧いただきまして、お気づきの点があれば、御意見いただければと思います。

他にご質問等がなければ、今後も本県の環境について積極的な情報発信に取り組んでいただくことをお願いします。

次に報告事項イの「長野県環境エネルギー戦略の進捗状況について」（報告）でございます。

それでは、幹事から説明をお願いいたします。

長田環境エネルギー課長

環境エネルギー課長の長田敏彦です。私から報告させていただきますが、着座にて説明をいたします。

資料3でございます。最初に報告の趣旨を説明いたしますので、表紙の枠内をご覧ください。

長野県は、長野県地球温暖化対策条例の第8条に規定する地球温暖化対策推進計画として、長野県環境エネルギー戦略を平成25年度からスタートさせました。条例第9条で、計画に基づく施策の進捗や成果について、定期的に学識経験者等に評価を受けた上、公表することとされていますので、本日平成26年度の実績を環境審議会にご報告します。

なお、最後の2行にありますように、指標数値は、国や県の様々な統計を利用しています。その一つに、国が公表する「都道府県別エネルギー消費統計」があり、速報値は出ましたが、確定値の公表が例年より大幅に遅れています。このため、現時点では速報値をもとに計算しましたが、確定値の発表により数値を見直す場合があることを申し添えます。

1ページをお願いします。進捗状況の総括ですが、計画で掲げる政策の3本柱である、省エネルギー化の促進、自然エネルギーの普及拡大、総合的な地球温暖化対策の推進、3本柱ごとに総括いたしました。

まず1つ目は省エネルギー化の促進です。家庭分野では、家庭の省エネサポート制度、これは県が認定した電気やガスのエネルギー供給事業者が保守点検等で家庭を訪問する機会を利

用して省エネアドバイスを行う制度ですが、認定事業者と省エネアドバイザー数を増やし実施体制を強化できたため、年間目標の1万5千件に対し25,048件のアドバイス等を実施。

次に、事業活動の分野では、一定規模以上のエネルギー使用量等がある事業者に、排出削減計画の提出と結果報告をしてもらい、県が対策を助言する「事業活動温暖化対策計画書制度」を開始し、条例で規定する対象事業者277者の全ての者から排出削減計画の提出がありました。そのうち、20者の現地調査を行いました。

次に、建築分野においては、建物を新築する際、建築主に断熱性など環境エネルギー性能と、自然エネルギー導入の検討を条例で義務化する制度を開始しました。

この他、夏と冬に節電目標を設定した省エネの県民運動である「信州省エネ大作戦」を実施。目標達成状況は記載のとおりで夏は目標を達成しましたが、冬は寒波の影響を受け目標達成に至りませんでした。

2つ目は自然エネルギーの普及拡大です。自然エネルギー事業を地域で推進するにはノウハウの不足がネックとなります。このため、知見を拡大する取組として、モデル的な取り組みをPRする「1村1自然エネルギープロジェクト」に53件を、新たに登録しました。また、小水力発電の推進のため、「小水力キャラバン隊」による相談会や適地選定講習会を開催しました。さらに、全国小水力発電サミットを本県で開催するなどの取り組みを進めました。

また、もう一つの大きなネックである資金面においては、平成26年度に新たに「長野県自然エネルギー地域基金」を創設し、記載のような支援を行いました。

3つ目は総合的な地球温暖化対策の推進です。廃棄物の発生抑制などによる温暖化対策を推進するため、1人当たりのごみ排出量が日本一少ない県を目指す取り組みである「チャレンジ800」を開始しました。

二酸化炭素の吸収促進のための森林整備については、16,761haの間伐を実施しました。

また、集中豪雨等の頻発など温暖化の影響による被害を最小化する、あるいは回避する対策である適応策が重要となっていることから、精度の高い気候変動の現状把握と影響予測を行う「信州・気候変動モニタリングネットワーク」を、県の環境保全研究所が中心となり、県内の気象情報を持つ国や県の機関や大学など51機関で立ち上げました。

2ページからは、目標の進捗状況をお示ししています。

まず、計画の基本目標の進捗状況です。環境エネルギー戦略の基本目標は、持続可能で低炭素な環境エネルギー地域社会をつくることであり、言い換えますとカッコ書きにあるように、経済は成長しつつ、温室効果ガスとエネルギー消費量の削減が進む経済・社会構造の実現を目指しています。

平成25年度の県内総生産は平成22年度比で3.9%増加したにもかかわらず、県内の温室効果ガス総排出量、最終エネルギー

消費量が、ともに減少しました。すなわち、経済成長と温室効果ガスの総排出量やエネルギー消費量とが連動せず分離が見られましたが、この目標は長いスパンで評価しなければならず、今後もこうした傾向が続くよう、省エネ、自然エネの推進に取り組んでまいりたいと考えています。

3ページをお開きください。1の県内温室効果ガス総排出量ですが、グラフにあるように、基準年度の1990年度、平成2年度における排出量15,311千tを2020年度、平成32年度までに13,800千t。10%削減することを目標としています。

平成24年度は、前年度より減少したものの、グラフの左に記載したように、基準年度と比べ0.4%の増加となりました。詳細は、下の表をご覧ください。

2の最終エネルギー消費量は、県内で使う燃料、熱、電気といったエネルギーの消費量です。テラジュールという熱量を表す単位で示しています。グラフを見ていただきますと、平成25年度は17万7千TJで、基準年度の平成22年度より低減していますが、前年度比では0.6%の増加と横ばい傾向となっています。

4ページをお開きください。3の最大電力需要は、年間で最も電気を使う日の電力量、長野県は冬になりますが、年間の電力ピークのことです。平成26年度は、強い寒波の影響で降雪と低温が重なったことから、平成22年度比1.3%の削減にとどまりました。

4の自然エネルギー導入量、それからエネルギー消費量で見るエネルギー自給率ですが、自然エネルギー導入量は、棒グラフをご覧くださいと、平成26年度は13,695TJまで増加しました。これは、表の導入量の内訳にありますように、自然エネルギーの電気の増加が貢献しています。

エネルギー消費量で見るエネルギー自給率は、1行目に計算式をお示ししましたが、県内の最終エネルギー消費量に対する自然エネルギー導入量の割合です。折れ線グラフをご覧くださいと、平成25年度は7.1%となりましたが、表の下から2行目、エネルギー自給率の平成25年度の目標値7.5%に比べて、やや進捗が遅い状況です。自然エネルギー熱の導入が課題の一つだと考えています。

5ページをお開きください。5の自然エネルギー発電設備容量、それから発電設備容量で見るエネルギー自給率ですが、自然エネルギー発電設備容量は、県内に所在する自然エネルギーの発電所の発電能力を算出したものです。グラフをご覧くださいと、一番下に示した163.3万KWは、既存の水力発電の設備容量で、基本的には変わらないもの。これに太陽光、小水力、バイオマスなどの発電所を設置し、上乘せして増やしているとしています。

太い折れ線グラフは、発電設備容量で見るエネルギー自給率で、県内の最大電力需要に対して、県内の自然エネルギー発電設備でどれだけ賄えるかの割合を表しています。基準年度の平成22年度で58.6%でしたが年々増加し、平成26年度は、78.9%

長田環境エ
ネルギー課
長

となりました。順調に上昇していますが、その要因としては、国の固定価格買取制度の導入や県の自然エネルギー普及施策により、自然エネルギー発電所の設置が進んだためと考えています。

6ページをお開きください。前頁までは全体的な数値目標についての進捗状況を御説明しましたが、ここからは、政策毎に進捗状況を御説明します。1つ目は、エネルギー需要を県民の手でマネジメントする、即ち省エネの政策です。

省エネの指標として、①から④までを掲げています。先ほどの全体的な数値目標では、平成32年度の目標値が定められていましたが、政策ごとの指標は、目標数値を定めているものではなく、個々の政策の進捗を見るために利用する指標となります。

例えば、①の電気・ガス・石油製品使用量は、カッコで記載していますが、エネルギーを効率よく使用し、省エネ型の機器を増やす、という政策の進捗を見るために利用する指標となります。省エネ型の機器の普及状況を把握することは困難なので、電気・ガス・石油製品のエネルギー消費量の統計を使用することにしています。

7ページをお開きください。このページは、省エネ政策の主な成果をまとめています。

内容は、進捗状況の総括で御説明しましたが、より詳細にお示ししています。

8ページをお開きください。2つ目の政策は、再生可能エネルギーの利用と供給を拡大する政策です。ご覧の①から④までの指標で、カッコ内の政策の進捗を確認しています。

9ページをお開きください。自然エネルギーの普及拡大政策の主な成果をまとめています。内容は、進捗状況の総括で御説明しましたので、省略します。

10ページをお開きください。3つ目の政策は、総合的な地球温暖化対策を推進する政策です。廃棄物の発生抑、森林整備によるCO₂の吸収・固定化に関する指標や、適応策を進めるための温暖化の影響把握と予測を行う気候変動モニタリングネットワーク体制に関する指標として参加機関数などをお示ししています。

11ページでは、総合的な地球温暖化対策を推進する政策の成果をまとめていますので、ご覧ください。説明は、以上です。

平林議長

ただいまの説明につきまして、ご質問等がございましたらご発言願います。

各委員

(質問等なし)

平林議長

他にご質問等がなければ、今後も「長野県環境エネルギー戦略」についての的確に進捗するよう取り組んでいただくことをお願いいたします。

平林議長	以上で本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆さんから何かありますでしょうか。
各委員	(質問等なし)
平林議長	以上をもちまして、本日の議事を終了し議長の務めを終わらせていただきます。
司 会	平林会長さん、委員の皆様ありがとうございました。 以上で本日の審議会を閉会させていただきます。 なお、次回の審議会は3月17日(木)を予定しております。 詳細等につきましては改めてご連絡させていただきます。 それでは、お気をつけてお帰りください。